



税務相談

税理士法人ホサカ事務所 所長 保坂 英夫



ひとり親控除及び寡婦控除

社会情勢の変化や生活環境の多様化に合わせ、税制も改正がなされています。令和2年度税制改正では「ひとり親控除」の創設及び「寡婦（夫）控除」の見直しがなされました。今回はその内容について説明したいと思います。

1 旧寡婦（夫）控除の概要

そもそも「寡婦（夫）控除」とは、配偶者と離婚や死別をした方が受けられる所得控除でした。但しその適用には、残された配偶者が男性か女性かによって適用条件や控除額に違いがありました。そして一度は婚姻関係を持った人を前提に作られた制度であったため、過去に婚姻のない未婚のひとり親の方には適用出来ませんでした。

2 ひとり親控除

そこで令和2年度改正により、次の条件を全て満たす方に対し、「寡婦（夫）控除」に替えて「ひとり親控除」として35万円を控除する事となりました。

- ① 現に婚姻をしていない方であること。
- ② 生計を一にする子供（所得が48万円以下）がいること。
- ③ 本人の所得が500万円以下であること。
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
「現に婚姻をしていない方」という規定に変わったことにより、過去の婚姻歴は関係なくなり、未婚のひと

り親の方も対象に加わります。そして、今まで離婚や死別で寡婦控除を受けていた子供がいる方は、男女の区別なく「ひとり親控除」の対象に変更となります。

3 寡婦控除

旧寡婦控除で控除対象だった、生計を一にする子供のいない女性には、寡婦控除の制度を残し、次のいずれかの条件を満たす場合に27万円の控除が出来る事としました。

- ① 夫と死別した、所得が500万円以下の現在婚姻していない女性。
- ② 夫と離婚して子供以外の扶養親族がいる、所得が500万円以下の現在婚姻していない女性。

なお、この改正で、どちらの控除も本人の所得は500万円以下（給与年収678万円以下）に統一されています。

事実婚の状態にある方については対象外となりますのでご注意ください。